

四国航空株式会社 一般事業行動計画

労働者が職業と家庭生活の両立を支援し、より能力を発揮できる雇用環境を整備するために次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 24 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2. 内 容

目標 1 : 所定外労働削減のため、各署別のノー残業デーの設定

(対策)

- ・ 毎年 4 月 ノー残業デー設定に関する実態調査および集約。
(月別時間外一覧表、時間外勤務状況確認情報、協定を超える時間外労働の申請書など)
- ・ 毎年 10 月 部署別においてノー残業デーの設定。
(設定方法は各部署で取り決める)
- ・ 毎年 4 月 前年度分の反省および長時間労働者の所属長に対する注意喚起。
- ・ 毎年 4 月 次年度における見直し。

目標 2 : 創立記念日休暇およびリフレッシュ休暇の取得率向上

(対策)

- ・ 毎年 10 月 社内メールおよび幹部会において各休暇の促進を周知する。
- ・ 毎年 1 月 各休暇取得状況をまとめ、年度末までに取得するよう再周知する。
- ・ 毎年 4 月 前年度分における反省および次年度における見直し。

以 上